

大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、通信制の課程（以下「課程」という。）を置く私立高等学校又は私立中等教育学校（以下「私立学校」という。）の設置、私立学校の課程・学科の設置、私立学校の収容定員に係る学則変更及び広域の課程を置く私立学校に係る学則変更の認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号、以下「通信規程」という。）その他の関係法令等のほか、この基準及び手続により審査する。

第1 私立学校の設置認可

1 私立学校の責務

私立学校は、社会的に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上のため不断の努力をすることにより、その責務に応えうる教育を行うこと。また、学校評価の実施や積極的な情報の提供も行い、保護者や社会からの信頼を得るよう努めること。

2 名称

私立学校に付する名称は、当該学校の目的に照らし、学校の名称としてふさわしいものであり、かつ、既存の学校の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

- (1)風俗営業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。）などの教育にふさわしくない施設が、周辺に数多く立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。
- (2)適正な教育条件を確保するため、既存の私立学校の配置、学科の設置等の状況を考慮した適切な立地であること。

4 規模

- (1)私立学校の収容定員は、次の施設ごとの収容定員の合計とする。ただし、協力校の収容定員は当該私立学校に係る定員とする。
 - ア 実施校（通信規程第3条に規定する実施校で、本校及び分校をいう。）
 - イ 協力校（通信規程第3条に規定する協力校をいう。）
- (2)施設の収容定員については、適正な教育条件を確保するため、設置される都道府県の生徒数の将来動向及び既存の私立学校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であること。

5 教職員数

- (1)教諭等は、各教科に当該教科の普通免許を有する者を配置するなど、教育活動に支障をきたさない構成であり、その数については、施設ごとに別表1に定める数以上とする。
- (2)事務職員の数は、施設ごとに別表2に定める数以上とする。

6 施設及び設備等

(1) 通信教育の用に供する施設は、次に掲げるものとする。

ア 実施校

イ 協力校

ウ 指定技能教育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項に規定する施設をいう。）

(2) 面接指導又は試験を行う施設は、(1)アからウまでに掲げる施設とする。ただし、単位の修得の認定を行わず単に生徒への学習面や生活面での支援等を行う施設については、この限りでない。

(3) 実施校の校舎には、通信規程第9条第1項の各号に掲げる施設及び第10条の設備を備え、独立校の校舎面積は、1200平方メートル以上とすること。ただし、教育上支障がない場合は、収容定員が240人未満の分校の面積について次によることができる。

定員120人以下 600平方メートル

定員121人以上240人未満 600平方メートル+5×(定員-120人)

(4) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと（建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。）。

(5) (4)にかかわらず、年齢差を考慮した安全対策を講じるなど、安全上及び教育上支障がなく、かつ、次のすべての基準を満たす場合に限り、校地及び校舎を共用することができる。

ア 同一の設置者が設置するもので、学校教育法第1条並びに第124条及び第134条第1項に規定する学校等であること。

イ 共用する校舎が、当該学校の同一敷地内にあること。

ウ 校舎の共用については、普通教室を共用していないこと。また、当該学校は階全体を占有すること。

エ 校舎の面積は、当該学校及び共用する学校等がそれぞれ法令等で必要とされる面積の合計以上であること

(6) 分校では、本校に準じ、一元的に教育が行われること。

(7) 協力校及び指定技能教育施設においては、実施校との協力・連携関係を十分に保ち、生徒の修学に支障のないように努めること。

(8) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。

7 資産等

(1) 実施校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。

ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができます。

ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。

イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

(2) 実施校の校舎は、建物全体を占有すること。

ただし、国又は地方公共団体が設置する文化教育施設等の施設と複合する場合についてはこの限り

でない。

(3) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国又は地方公共団体が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。

ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校以外の他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専用であること。

ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、当該学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、区分使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される取決め等（学校法人の寄附行為への規定及び学校法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓約書並びに不動産賃貸借契約への明記等）があること。

オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。

カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

ア 当該建物に係る土地については、設置者が単独で自己所有していること。

イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当すること。

ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。

(5)設備は自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。

ただし、教育上支障がないと認められる場合における情報機器等の借用はこの限りでない。

(6)私立学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。

(7) (6)にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。

ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。

イ 借入先が確実な金融機関であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。

(8)校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(6)、(7)の借入金に係る担保はこの限りでない。

(9)開設年度の人物費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。

- (10) 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で收支の均衡を保つことが可能であると認められること。
- (11) 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び(9)の経費のための資金で、(6)、(7)の借入金を引いた額が、私立学校開設時に収納されることが確実と認められること。

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令の規定による処分及び法人の寄附行為に基づいて、適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況

9 資格

私立学校の設置認可を受ける者は、次に掲げる者でないこと。

- (1) 学校教育法第4条及び第130条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもののうち教育長が悪質と判断した者
- (2) 学校教育法第13条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）

10 広域の課程

新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。

第2 課程の設置認可

第1の3から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。

第3 学科の設置認可

第1の4から9まで（6及び7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。

第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1 規模

収容定員数の設定については、第1の4の規定を準用する。

2 教職員、施設及び設備等

収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで（7の(9)を除く。）の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。

第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものと除く）変更認可

1 入学検定料、入学料及び授業料等

私立学校の運営状況等を考慮して、適正に設定すること。

2 通信教育を行う区域

- (1) 大阪府の設置認可を受けた既設の通信制高等学校について当該学校が適正に運営されていると認められる場合において、当該学校に係る定員充足の状況、十分な教育内容及び学校経営の安定性・継続性等を踏まえて教育上支障がないことが確実と認められるときは、当該学校の開設から3年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとする。
- (2) 通信教育を行う区域は、当該区域の属する都道府県の意向や影響等を考慮した上で適正に設定されたものであること。
- (3) 通信教育を行う区域を拡大する場合は、第1の8及び9の規定を準用する。

3 分校の設置

第1の3から9までの規定を準用する。この場合、第1の7については、「私立学校」は「分校」と読み替える。

4 協力校の設置

第1の4、5、6(7)、8及び9の規定を準用する。

5 指定技能教育施設との連携

第1の6(7)、8及び9の規定を準用する。

6 その他

その他の事項について、学則の変更を行う場合、大阪府内の高等学校に関する諸状況等への配慮が図られており、かつ、教育上支障がないと認められること。

第6 申請手続及び標準処理期間

1 私立学校の設置認可

(1) 計画書の提出

私立学校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として開設年度の前々年度の9月30日までに計画書を教育庁私学課に提出すること。この場合において申請者は、教育庁私学課から申請についての助言を受けることができる。

(2) 申請書の提出

申請者は、様式第1号により認可申請書（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、校舎

の建築等を伴う場合は、原則として開設年度の前々年度の11月30日までに、校舎の建築等を伴わない場合は、原則として開設年度の前年度の6月30日までに教育長に申請すること。

(3) 審査期間等

- ア 教育長は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上、直近の大阪府私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後10日以内に答申の内容を申請者に通知する。
- イ 申請者は、申請内容に変更があったときは、様式第2号により変更届を提出するものとし、教育長は、変更届の提出があったときは、当該変更届の内容につき直近の審議会に報告する。この場合において、教育長は、当該変更届の内容について当初の申請内容から重大な変更があったと認めるときは、当該変更届の内容につき再度、直近の審議会に諮問するものとし、審議会からの再度の答申後10日以内に当該答申の内容を申請者に通知する。
- ウ 教育長は、私立学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、原則として開設年度の前年度の9月30日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 課程又は学科の設置認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校」は「課程（学科）」と読み替える。

3 私立学校の収容定員に係る学則変更認可

1の規定を準用する。その場合、「設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設」は「変更」と読み替える。

ただし、収容定員を減員する場合の申請書の提出は、原則として変更年度の前年度の1月31日までとし、原則として変更年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

4 広域の課程を置く学校に係る学則（収容定員に係るもの）変更認可

1の規定を準用する。その場合、「私立学校の設置認可」は「広域の課程を置く学校に係る学則変更認可」と、「開設」は「変更」と読み替える。

なお、分校の設置等が伴わない申請については、教育長は審議会からの答申後30日以内に当該申請について認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

附則

- 1 この基準は、平成28年5月13日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用する。

附則

- 1 この基準は、平成30年1月12日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、

課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、平成31年1月18日から施行する。ただし、第1の9の資格に関する改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行以前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

附則

- 1 この基準は、令和3年8月12日から施行する。
- 2 この基準は、施行日以後、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

別表1

教員数

定 員	人 数
240人以下	5
241～1200	(定員-240) ÷ 100 + 5
1201～5000	(定員-1200) ÷ 150 + 14
5001以上	40に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表2

事務職員数

定 員	人 数
240人以下	2
241～5000	(定員-240) ÷ 400 + 2
5001以上	14に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数

別表1及び2において、1未満の端数を生じた場合は、小数点以下第1位の数字が1以上であるときは1に切り上げ、0であるときは切り捨てるものとする。

別表1及び2の「定員」とは、学則上の定員をいう。